

釜石市地域防災計画（地震・津波災害対策編）
新旧対照表

令和7年11月

釜石市防災会議

目 次

第 1 章 総 則

第 5 節	地震、津波の想定	1
-------	----------	---

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	防災知識普及計画	2
第 2 節	地域防災活動活性化計画	3
第 3 節	防災訓練計画	4
第 4 節	通信確保計画	5
第 6 節	要配慮者の安全確保計画	6
第 7 節	食料・生活必需品等の備蓄計画	7
第 8 節	孤立化対策計画	8
第 9 節	防災施設等整備計画	9
第 10 節	都市防災計画	10
第 13 節	危険物施設等安全確保計画	12
第 14 節	津波災害予防計画	14
第 15 節	地盤災害予防計画	16
第 16 節	火災予防計画	17
第 17 節	震災に関する調査研究	19
第 19 節	持続継続対策計画	20

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	活動体制計画	21
第 2 節	津波警報・地震情報等の伝達計画	23
第 3 節	通信情報計画	29
第 4 節	情報の収集・伝達計画	30
第 6 節	交通確保・輸送計画	31
第 9 節	相互応援協力計画	32
第 10 節	自衛隊災害派遣要請計画	33
第 13 節	災害救助法の適用計画	34
第 15 節	医療・保健計画	35
第 25 節	ライフライン施設応急対策計画	36

第 4 章 災害復旧・復興計画

第 3 節	復興計画の策定	37
-------	---------	----

第 5 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第 3 節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	38
-------	-------------------------------	----

別表		41
----	--	----

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第5節 地震、津波の想定</p> <p>第1 地震、津波の想定的基本的な考え方</p> <p>[略]</p> <p>○ また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震(※)や遠地津波(※)、火山噴火等による津波(※)に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震及び火山噴火等による潮位変化を想定した避難指示等の発令体制などの避難に関する対策も検討する。</p> <p>[略]</p> <p>※遠地津波とは、その地点で地震の揺れを感じないような遠方での地震による津波のこと。1960年(昭和35年)5月24日に本県沿岸部等を襲ったチリ地震津波がその代表例。</p> <p>[略]</p> <p>第2 想定する地震の考え方</p> <p>[略]</p> <p>第3 想定する津波の考え方</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第5節 地震、津波の想定</p> <p>第1 地震、津波の想定的基本的な考え方</p> <p>[略]</p> <p>○ また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震(※)や遠地地震(※)、火山噴火等による津波(※)に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震及び火山噴火等による潮位変化を想定した避難指示等の発令体制などの避難に関する対策も検討する。</p> <p>[略]</p> <p>※遠地地震による津波とは、その地点で地震の揺れを感じないような遠方での地震による津波のこと。1960年(昭和35年)5月24日に本県沿岸部等を襲ったチリ地震津波がその代表例。</p> <p>[略]</p> <p>第2 想定する地震の考え方</p> <p>[略]</p> <p>第3 想定する津波の考え方</p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○岩手県地域防災計画修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県、市その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>[略]</p> <p>第3 津波防災マップの作成</p> <p>[略]</p> <p>○ <u>海岸線を有する市町村</u>は、県が設定した津波浸水想定に基づく、津波防災マップを作成し、住民等に対し、マップの意義や避難場所等に関する周知、啓発に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市及びその他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者、<u>外国人、乳幼児、妊産婦</u>等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する<u>ことに加え、愛玩動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>[略]</p> <p>第3 津波防災マップの作成</p> <p>[略]</p> <p>○ 市は、県が設定した津波浸水想定に基づく、津波防災マップを作成し、住民等に対し、マップの意義や避難場所等に関する周知、啓発に努める。</p>
修正理由	<p>○岩手県地域防災計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第2節 地域防災活動活性化計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>県及び市</u>は、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という、自主的な防災活動を推進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>2 <u>県及び市</u>は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。</p> <p>[略]</p> <p>第2 自主防災組織の育成強化</p> <p>[略]</p> <p>第3 消防団の活性化</p> <p>[略]</p> <p>第4 住民等による地区内の防災活動の推進</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第2節 地域防災活動活性化計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 市は、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という、自主的な防災活動を推進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>2 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。</p> <p>[略]</p> <p>第2 自主防災組織の育成強化</p> <p>[略]</p> <p>第3 消防団の活性化</p> <p>[略]</p> <p>第4 住民等による地区内の防災活動の推進</p> <p>[略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県、市及びその他の防災関係機関は、震災時における防災活動を円滑に実施するため、単独または合同して、震災に関する各種の訓練を実施する。</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 各訓練項目において留意すべき事項</p> <p>○ 県及び市は、地震・津波に関する訓練の実施に<u>当たっては</u>、次の事項に留意して実施する。</p> <p>ア～ス [略]</p>	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市及びその他の防災関係機関は、震災時における防災活動を円滑に実施するため、単独または合同して、震災に関する各種の訓練を実施する。</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 各訓練項目において留意すべき事項</p> <p>市は、地震・津波に関する訓練の実施に<u>あ</u>たっては、次の事項に留意して実施する。</p> <p>ア～ス [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第4節 通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>県、市、</u>その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。</p> <p>2 災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災するおそれのない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。</p> <p>第2 通信施設の整備等 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第4節 通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>市及び</u>その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。</p> <p>2 災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災するおそれのない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努めるとともに、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、通信が途絶している地域で、<u>部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。</u></p> <p>第2 通信施設の整備等 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○岩手県地域防災計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 市は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに戸別避難計画の作成に努めるまた、実際に避難訓練等を行うなど、検討の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制作りを進める。</p> <p>第2 実施要領</p> <p>[略]</p>	<p>第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 市は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに戸別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、検討の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制作りを進める。</p> <p><u>3 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>第2 実施要領</p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○岩手県地域防災計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第7節 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県及び市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の物資の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、市民及び事業所における物資の備蓄を促進する。</p> <p>第2 市の役割</p> <p>[略]</p> <p>第3 市民および事業所の役割</p> <p>[略]</p>	<p>第7節 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の物資の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、市民及び事業所における物資の備蓄を促進する。</p> <p>第2 市の役割</p> <p>[略]</p> <p>第3 市民および事業所の役割</p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第8節 孤立化対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>県は、関係機関と連携を図りながら、災害時における孤立化対策を総合的に推進する。</u></p> <p>2 市は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化 し、最新の状況を随時把握するなど、予防対策に努める。</p> <p>第2 災害時孤立化想定地域の状況 [略]</p> <p>第3 孤立化想定地域への対策の推進 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第8節 孤立化対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化 し、最新の状況を随時把握するなど、予防対策に努める。</p> <p>第2 災害時孤立化想定地域の状況 [略]</p> <p>第3 孤立化想定地域への対策の推進 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第9節 防災施設等整備計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 岩手県地震防災緊急事業五箇年計画の推進 ○ <u>第5次「岩手県地震防災緊急事業五箇年計画」(平成28～令和2年度)</u>に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設・設備を計画的に整備する。 [略]</p> <p>第3 防災施設等の機能強化 [略]</p> <p>第4 公共施設等の整備 [略]</p> <p>第5 消防施設の整備 [略]</p> <p>第6 防災用資機材等の整備 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第9節 防災施設等整備計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 岩手県地震防災緊急事業五箇年計画の推進 <u>第6次地震緊急事業五箇年計画(令和3年度～令和7年度)</u>に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設・設備を計画的に整備する。 [略]</p> <p>第3 防災施設等の機能強化 [略]</p> <p>第4 公共施設等の整備 [略]</p> <p>第5 消防施設の整備 [略]</p> <p>第6 防災用資機材等の整備 [略]</p>
修正理由	○岩手県地域防災計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第10節 都市防災計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 建築物の耐震性向上の促進</p> <p>1 防災上重要な建築物等の耐震性確保</p> <p>(1) 防災上重要な建築物の設置</p> <p>○ 次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置付け、耐震性の確保に努める。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性確保</p> <p>○ <u>県は、防災上重要な建築物の耐震性を確保するため、民間の防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない建築物の所有者に対し、各種施策を通じて耐震診断及び耐震改修の促進指導に努める。</u></p> <p>(4) 設備・備品の安全対策</p> <p>○ 防災上重要な建築物については、設備・備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定・転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。</p> <p>2 木造住宅の耐震性確保</p> <p>○ 木造住宅の耐震性を確保するため、市民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、建築物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 工作物の耐震性確保</p> <p>○ 煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く市民の認識を深めるとともに、耐震診断の実施を促進する。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 家具等の転倒防止対策推進</p> <p>○ 負傷の防止や避難路の確保の観点から、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の家具及びブロック塀等</p>	<p style="text-align: center;">第10節 都市防災計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 建築物の耐震性向上の促進</p> <p>1 防災上重要な建築物等の耐震性確保</p> <p>(1) 防災上重要な建築物の設置</p> <p>次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置付け、耐震性の確保に努める。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性確保</p> <p>民間の防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の促進を図る。</p> <p>(4) 設備・備品の安全対策</p> <p>防災上重要な建築物については、設備・備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定・転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。</p> <p>2 木造住宅の耐震性確保</p> <p>木造住宅の耐震性を確保するため、市民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、建築物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 工作物の耐震性確保</p> <p>煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く市民の認識を深めるとともに、耐震診断の実施を促進する。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 家具等の転倒防止対策推進</p> <p>負傷の防止や避難路の確保の観点から、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の家具及びブロック塀等の地震</p>

	<p>の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法について、広報誌等により市民への啓蒙、普及を図る。</p> <p>8 地震保険の加入促進</p> <p>○ 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、県及び市は、その制度の普及や加入促進に努める。</p> <p>第3 建築物の不燃化の促進 [略]</p> <p>第4 防災空間の確保 [略]</p> <p>第5 市街地再開発事業等による都市整備 [略]</p> <p>第6 津波防災を考慮した土地利用計画 [略]</p>	<p>時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法について、広報紙等により市民への啓蒙、普及を図る。</p> <p>8 地震保険の加入促進</p> <p>地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、県及び市は、その制度の普及や加入促進に努める。</p> <p>第3 建築物の不燃化の促進 [略]</p> <p>第4 防災空間の確保 [略]</p> <p>第5 市街地再開発事業等による都市整備 [略]</p> <p>第6 津波防災を考慮した土地利用計画 [略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第13節 危険物施設等安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>第2 石油類等危険物</p> <p>1 保安教育の実施</p> <p>○ 危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。</p> <p>2 指導強化</p> <p>○ 県は、市町村が行う許可及び消防機関による立入検査等に対し、指導助言を行い、災害防止に努める。</p> <p>○ 消防機関は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査</p> <p>イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導</p> <p>ウ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導</p> </div> <p>3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策</p> <p>(1) 沈下測定の実施</p> <p>○ 危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。</p> <p>(2) 不等沈下の著しいタンクの措置</p> <p>○ 消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。</p> <p>○ 消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。</p> <p>(3) 敷地外流出防止措置</p> <p>○ 県及び消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は海上への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、</p>	<p>第13節 危険物施設等安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>第2 石油類等危険物</p> <p><u>【本編・第2章・第14節・第2 参照】</u></p>

	<p><u>防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。</u></p> <p>4 <u>自衛消防組織の強化措置</u></p> <p>○ <u>危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進する。</u></p> <p>○ <u>危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。</u></p> <p>5 <u>化学防災資機材の整備</u></p> <p>○ <u>市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。</u></p>	
<p>修正理由</p>	<p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第14節 津波災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 津波災害予防事業 [略]</p> <p>第3 海岸保全施設の管理 [略]</p> <p>第4 海岸地域の津波防災化</p> <p>○ 県、市その他の防災関係機関は、土地利用計画、公共施設計画、交通施設計画等の策定又は見直しに当たっては、津波防災対策を十分考慮に入れ、津波に強い街づくりを推進する。 [略]</p> <p>1 土地利用上の対策</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 防浪地区の設定</p> <p>○ 防潮堤背後の土地利用が進んでいる地域は、地域の実態に応じ防浪地区を設定するとともに、地域内の建築物を耐浪化し、防浪ビルを並列させる等の指導をする。</p> <p>(3) 緩衝地区の設定</p> <p>○ 津波の緩衝機能が高く、土地利用が進んでいない地区を緩衝地区として設定し、土地利用が高度化している隣接地区の津波に対する安全化を図る。</p> <p>(4) 旧堤の保全</p> <p>○ 旧堤が、津波防災上有効な機能を発揮すると想定される場合は、その保全を図る。</p> <p>2 公共公益施設の耐浪性の確保</p> <p>○ 庁舎、学校、病院、公民館、社会福祉施設等の公共公益施設は、地域の主要な機能を有しており、また、その配置が地域の形成を性格付けることから、高台その他の安全性の高い場所に配置するなど、地域内の活動、広域内の活動等を踏まえた津波に強いまちづくりを誘導する施設の配置を行う。</p> <p>3 交通施設の配置等</p> <p>○ 道路、鉄道等の交通施設は、その地域における土地利用を誘導し、また、災害時に</p>	<p style="text-align: center;">第14節 津波災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 津波災害予防事業 [略]</p> <p>第3 海岸保全施設の管理 [略]</p> <p>第4 海岸地域の津波防災化</p> <p>○ 市及びその他の防災関係機関は、土地利用計画、公共施設計画、交通施設計画等の策定又は見直しに当たっては、津波防災対策を十分考慮に入れ、津波に強い街づくりを推進する。 [略]</p> <p>1 土地利用上の対策</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 防浪地区の設定</p> <p>防潮堤背後の土地利用が進んでいる地域は、地域の実態に応じ防浪地区を設定するとともに、地域内の建築物を耐浪化し、防浪ビルを並列させる等の指導をする。</p> <p>(3) 緩衝地区の設定</p> <p>津波の緩衝機能が高く、土地利用が進んでいない地区を緩衝地区として設定し、土地利用が高度化している隣接地区の津波に対する安全化を図る。</p> <p>(4) 旧堤の保全</p> <p>旧堤が、津波防災上有効な機能を発揮すると想定される場合は、その保全を図る。</p> <p>2 公共公益施設の耐浪性の確保</p> <p>庁舎、学校、病院、公民館、社会福祉施設等の公共公益施設は、地域の主要な機能を有しており、また、その配置が地域の形成を性格付けることから、高台その他の安全性の高い場所に配置するなど、地域内の活動、広域内の活動等を踏まえた津波に強いまちづくりを誘導する施設の配置を行う。</p> <p>3 交通施設の配置等</p> <p>道路、鉄道等の交通施設は、その地域における土地利用を誘導し、また、災害時に</p>

	<p>において避難路及び救援路となることから、公共施設管理者や民間事業者等と連携し、まちづくりのランドデザインと一体となったルートの見直しや嵩上げによる防災機能の付加、公共施設等の建築物の構造強化を行うなど、その配置及び構造について、特に配慮して計画する。</p> <p>4 [略]</p>	<p>て避難路及び救援路となることから、公共施設管理者や民間事業者等と連携し、まちづくりのランドデザインと一体となったルートの見直しや嵩上げによる防災機能の付加、公共施設等の建築物の構造強化を行うなど、その配置及び構造について、特に配慮して計画する。</p> <p>4 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第15節 地盤災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 崩壊危険地の災害防止対策</p> <p>1 土石流対策事業</p> <p>○ 本市における<u>土石流危険溪流</u>の現況は次のとおりである。 [略]</p> <p>2 山地災害予防事業 [略]</p> <p>3 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>○ 本市における<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>の現況は次のとおりである。 [略]</p> <p>第3 宅地防災対策</p> <p>○ 県は、<u>都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、地盤の弱体化を招く宅地造成工事については、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の設定等の規制を実施する。</u> [略]</p> <p>○ 県及び市は、<u>大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第15節 地盤災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 崩壊危険地の災害防止対策</p> <p>1 土石流対策事業</p> <p>○ 本市における<u>土砂災害警戒（特別警戒）区域（土石流）</u>の現況は次のとおりである。 [略]</p> <p>2 山地災害予防事業 [略]</p> <p>3 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>○ 本市における<u>土砂災害警戒（特別警戒）区域（急傾斜地）</u>の現況は次のとおりである。 [略]</p> <p>第3 宅地防災対策</p> <p>[略]</p> <p>○ 市は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第16節 火災予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 出火防止、初期消火体制の確立 [略]</p> <p>第3 消防力の充実強化 ○ 市及び消防本部は、大震火災等に対処し得る消防力を確保するため、<u>消防力の充実強化に努めるものとし、県は、これに必要な指導、援助を行う。</u></p> <p>1 [略]</p> <p>2 消防活動体制の整備強化 ○ 火災発生時における初動体制を確立するため、消防署等の適正配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。</p> <p>3 消防施設等の整備強化 (1) 消防特殊車両等の増強 ア 特殊車両等の増強 ○ 建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備強化を図る。 イ 可搬式小型動力ポンプの増強 ○ 災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。 ウ 救助用資機材の整備 ○ 倒壊家屋等から人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。 (2) 消防水利の確保 ○ 地震による同時多発火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。 (3) 消防通信施設の整備 ○ 災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施する</p>	<p style="text-align: center;">第16節 火災予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 出火防止、初期消火体制の確立 [略]</p> <p>第3 消防力の充実強化 市及び消防本部は、<u>大地震火災等</u>に対処し得る消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとし、<u>県の指導、援助のもと消防力の充実強化に努める。</u></p> <p>1 [略]</p> <p>2 消防活動体制の整備強化 火災発生時における初動体制を確立するため、消防署等の適正配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。</p> <p>3 消防施設等の整備強化 (1) 消防特殊車両等の増強 ア 特殊車両等の増強 建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備強化を図る。 イ 可搬式小型動力ポンプの増強 災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。 ウ 救助用資機材の整備 倒壊家屋等から人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。 (2) 消防水利の確保 地震による同時多発火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。 (3) 消防通信施設の整備 災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、</p>

	<p>ため、消防通信施設の整備充実を図る。</p> <p>(4) ヘリコプターの離着陸場の確保</p> <p>○ ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。</p>	<p>消防通信施設の整備充実を図る。</p> <p>(4) ヘリコプターの離着陸場の確保</p> <p>ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第17節 震災に関する調査研究</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>第2 調査研究</p> <p>○ 防災関係機関は、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による津波等の対応に関する検証を十分に行うとともに、研究機関との連携を深め、次の調査研究の推進を図る。</p> <p>ア～キ [略]</p>	<p>第17節 震災に関する調査研究</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>第2 調査研究</p> <p>防災関係機関は、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による津波等の対応に関する検証を十分に行うとともに、研究機関との連携を深め、次の調査研究の推進を図る。</p> <p>ア～キ [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第19節 事業継続対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>県</u>、市及び関係団体は、企業等の防災力向上の促進に努める。</p> <p>3 <u>県</u>、市は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。</p> <p>第2 事業継続計画の策定</p> <p>[略]</p> <p>第3 企業等の防災活動の推進</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第19節 事業継続対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 市及び関係団体は、企業等の防災力向上の促進に努める。</p> <p>3 市は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。</p> <p>第2 事業継続計画の策定</p> <p>[略]</p> <p>第3 企業等の防災活動の推進</p> <p>[略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案												
	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>県、市、</u>その他の防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>県及び市</u>は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。</p> <p>6 <u>県及び市</u>は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。</p> <p>7 <u>県及び市</u>は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。</p> <p>8・9 [略]</p> <p>第2 市の活動体制</p> <p>[略]</p> <p>1 災害警戒本部の設置</p> <p>[略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組 織</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 5px;">本 部 長</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">危機管理監</td></tr> </table> → <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 5px;">副 部 長</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">総務企画部長 市民生活部長 保健福祉部長 産業振興部長 建設部長 <u>危機管理監</u> 教育部長 文化スポーツ部長 防災危機管理課長</td></tr> </table> → <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 5px;">本 部 員</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">本部長が必要と認め 指名する課等の職員</td></tr> </table> </div> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第3 職員の動員配備態勢</p> <p>[略]</p> <p>第4 防災関係機関の活動体制</p> <p>[略]</p>	本 部 長	危機管理監	副 部 長	総務企画部長 市民生活部長 保健福祉部長 産業振興部長 建設部長 <u>危機管理監</u> 教育部長 文化スポーツ部長 防災危機管理課長	本 部 員	本部長が必要と認め 指名する課等の職員	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>市及び</u>その他の防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>市</u>は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。</p> <p>6 <u>市</u>は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。</p> <p>7 <u>市</u>は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。</p> <p>8・9 [略]</p> <p>第2 市の活動体制</p> <p>[略]</p> <p>1 災害警戒本部の設置</p> <p>[略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組 織</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 5px;">本 部 長</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">危機管理監</td></tr> </table> → <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 5px;">副 部 長</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">総務企画部長 市民生活部長 保健福祉部長 産業振興部長 建設部長 教育部長 防災危機管理課長</td></tr> </table> → <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 5px;">本 部 員</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;"><u>防災危機管理課職員</u> 本部長が必要と認め 指名する課等の職員</td></tr> </table> </div> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第3 職員の動員配備態勢</p> <p>[略]</p> <p>第4 防災関係機関の活動体制</p> <p>[略]</p>	本 部 長	危機管理監	副 部 長	総務企画部長 市民生活部長 保健福祉部長 産業振興部長 建設部長 教育部長 防災危機管理課長	本 部 員	<u>防災危機管理課職員</u> 本部長が必要と認め 指名する課等の職員
本 部 長														
危機管理監														
副 部 長														
総務企画部長 市民生活部長 保健福祉部長 産業振興部長 建設部長 <u>危機管理監</u> 教育部長 文化スポーツ部長 防災危機管理課長														
本 部 員														
本部長が必要と認め 指名する課等の職員														
本 部 長														
危機管理監														
副 部 長														
総務企画部長 市民生活部長 保健福祉部長 産業振興部長 建設部長 教育部長 防災危機管理課長														
本 部 員														
<u>防災危機管理課職員</u> 本部長が必要と認め 指名する課等の職員														

修正 理由	○所要の修正
----------	--------

頁	現 計 画	修 正 案																		
	<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>ア 緊急地震速報（警報）</p> <p>○ 気象庁は、最大震度5弱以上の予想された場合に、震度4以上の揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。</p> <p>○ 震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。</p> <p>[略]</p> <p>イ 地震情報の種類と内容</p> <p>○ 国、県及び市は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">発表基準</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">遠地地震に関する情報</td> <td style="vertical-align: top;"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の </td> <td style="vertical-align: top;"> 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生 </td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内容	[略]			遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生	<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>ア 緊急地震速報（警報）</p> <p>○ 気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。</p> <p>○ 緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。</p> <p>[略]</p> <p>イ 地震情報の種類と内容</p> <p>国、県及び市は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">発表基準</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">遠地地震に関する情報</td> <td style="vertical-align: top;"> 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ※ ・マグニチュード </td> <td style="vertical-align: top;"> 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生 </td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内容	[略]			遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ※ ・マグニチュード	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生
種類	発表基準	内容																		
[略]																				
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生																		
種類	発表基準	内容																		
[略]																				
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ※ ・マグニチュード	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生																		

	<p>大きな地震を観測した場合 <u>(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある)</u></p>	<p>から1時間半～2時間程度で発表</p>		<p>7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</u></p>	<p>生から1時間半～2時間程度で発表</p>
			<p><u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u></p>	<p>・<u>北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合</u> ・<u>○想定震源域の外側でモーメントマグニチュード7.0以上</u></p>	<p>気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、<u>内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表</u></p>

2-3-18

[略]		

ウ 地震活動に関する解説資料等

- 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体や報道機関等へ提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（ <u>速報版</u> ）	[略]	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。

[略]		

ウ 地震活動に関する解説資料等

- 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体や報道機関等へ提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（ <u>全国速報版</u> ・ <u>地域速報版</u> ）	[略]	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。 <u>・地震解説資料（全国速報版）</u> <u>上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。</u> <u>・地震解説資料（地域速報版）</u> <u>上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。</u>

[略]		
月間地震概況	[略]	地震・津波防災に係る活動を支援するために、 <u>月ごとの岩手県とその周辺の地震活動の状況</u> をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

[略]		
地震活動図	[略]	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、 <u>毎月の都道府県内及びその地方の地震活動の状況</u> をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、 <u>週ごとの全国の震度など</u> をとりまとめた資料。

2-3-19

(2) 津波警報等の種類

ア 津波警報等の種類と内容

- 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や震源を即時に推定し、沿岸で予想される津波の高さを求め、発表する。
- 津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

(2) 津波警報等の種類

ア 津波警報等の種類と内容

- 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や震源を即時に推定し、沿岸で予想される津波の高さを求め、発表する。
- 津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下、「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表する。

[略]

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表(津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	[略]	10m超 (10 m < 予想高さ)	[略]	
		10m (5 m < 予想高さ ≤ 10 m)		
		5 m (3 m < 予想高さ ≤ 5 m)		

[略]

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表(津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	[略]	10m超 (10 m < 予想される津波の高さ)	[略]	
		10m (5 m < 予想される津波の高さ ≤ 10m)		
		5 m (3 m < 予想される津波の高さ ≤		

津波警報	[略]	3 m (1 m < 予想高さ ≤ 3 m)	[略]
津波注意報	[略]	1 m (0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	[略]

注) 1～4 [略]

イ 津波情報の種類と内容

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

[略]

・最大波の観測値の発表内容は以下のとおり。

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	[略]	
津波警報を發表中		
津波注意報を發表中		

[略]

(3)～(5) [略]

(6) 市の措置

- 市長は、津波警報・津波注意報、地震・津波情報及び津波予報を受領した場合は、直ちに、その内容に関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。

津波警報	[略]	3 m (1 m < 予想される津波の高さ ≤ 3 m)	[略]
津波注意報	[略]	1 m (0.2 m ≤ 予想される津波の高さ ≤ 1 m)	[略]

注) 1～4 [略]

5 どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

6 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

イ 津波情報の種類と内容

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

[略]

・最大波の観測値の発表内容は以下のとおり。

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	[略]	
津波警報		
津波注意報		

[略]

(3)～(5) [略]

(6) 市の措置

- 市長は、津波警報・津波注意報、地震・津波情報及び津波予報を受領した場合は、直ちに、その内容に関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。

	<p>○ 市長は、大津波警報（津波特別警報）を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。</p> <p>[略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>○ 市長は、大津波警報（津波特別警報）を受領した<u>または自ら知った</u>場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。</p> <p>[略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○岩手県地域防災計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第3節 通信情報計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>県</u>、市その他の防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の確保を図る。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第3節 通信情報計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>市及び</u>その他の防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の確保を図る。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～4 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 災害情報通信の確保</p> <p>(1) 災害情報通信のための電話の指定</p> <p>○ <u>県、市</u>その他の防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話(以下「指定電話」という。)を定める。</p> <p>(2) 災害情報通信に使用する通信施設</p> <p>○ 災害情報の収集、報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 <u>市及びライフライン事業者は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</u></p> <p>6 <u>国、県、市及び防災関係機関は、情報の共有を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WEB)に集約できるよう努めるものとする。</u></p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 災害情報通信の確保</p> <p>(1) 災害情報通信のための電話の指定</p> <p><u>市及び</u>その他の防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話(以下「指定電話」という。)を定める。</p> <p>(2) 災害情報通信に使用する通信施設</p> <p>災害情報の収集、報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>(3) [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○岩手県地域防災計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>県本部長及び市本部長</u>は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。</p> <p>3 <u>県、市</u>その他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 <u>県及び市</u>は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。</p> <p>6 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 交通確保 [略]</p> <p>第4 緊急輸送 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 市本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。</p> <p>3 <u>市及び</u>その他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 市は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。</p> <p>6 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 交通確保 [略]</p> <p>第4 緊急輸送 [略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第9節 相互応援協力計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力をを行う。</u></p> <p>3 <u>県、市</u>その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</p> <p>なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。</p> <p>4 <u>県、市</u>は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。</p> <p>また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整えるものとする。</p> <p>5 <u>県、市</u>その他の防災関係機関は、<u>応援計画や受援計画</u>を定めるよう努め、また、<u>応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施する</u>など、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第9節 相互応援協力計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>市及び</u>その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</p> <p>なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。</p> <p>3 <u>市</u>は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。</p> <p>また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整えるものとする。</p> <p>4 <u>市及び</u>その他の防災関係機関は、<u>「釜石市災害時受援応援計画」</u>に基づき<u>応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施する</u>など、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領 [略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第10節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>県本部長は、災害派遣を決定した場合は、関係市町村その他の防災関係機関の長にその受入体制を整備させるとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。</u></p> <p>また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図る<u>ものとする。</u></p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>[略]</p>	<p>第10節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>市本部長及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣が決定された場合は、その受入体制を整備するとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整にあたる。</u></p> <p>また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図る。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>[略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第13節 災害救助法の適用計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>県及び市</u>は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>[略]</p> <p>第4 救助の種類、程度、期間等</p> <p>[略]</p>	<p>第13節 災害救助法の適用計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>[略]</p> <p>第4 救助の種類、程度、期間等</p> <p>[略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第15節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための<u>本部の整備に努める。</u></p> <p>9 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 初動医療体制</p> <p>[略]</p> <p>第4 後方医療活動</p> <p>[略]</p> <p>第5 傷病者の搬送体制</p> <p>[略]</p> <p>第6 個別疾患体制</p> <p>[略]</p> <p>第7 災害中長期における医療体制</p> <p>[略]</p> <p>第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産</p> <p>[略]</p> <p>第9 愛玩動物の救護対策</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第15節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための<u>いわて災害医療支援ネットワーク（保健医療福祉調整本部）を設置する。</u></p> <p>9 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 初動医療体制</p> <p>[略]</p> <p>第4 後方医療活動</p> <p>[略]</p> <p>第5 傷病者の搬送体制</p> <p>[略]</p> <p>第6 個別疾患体制</p> <p>[略]</p> <p>第7 災害中長期における医療体制</p> <p>[略]</p> <p>第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産</p> <p>[略]</p> <p>第9 愛玩動物の救護対策</p> <p>[略]</p>
修正理由	○岩手県地域防災計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第25節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。</p> <p>○ <u>県本部長は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、政府災害対策本部又は東北経済産業局にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。</u></p> <p>○ 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。</p> <p>○ <u>県及び市は、その収集した航空写真・画像、地図情報等について、被害状況の早期把握のため、ライフライン施設の事業者等の要望に応じて、GISの活用による情報提供に努める。</u></p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領 [略]</p>	<p>第25節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。</p> <p>○ 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。</p> <p>○ 市は、その収集した航空写真・画像、地図情報等について、被害状況の早期把握のため、ライフライン施設の事業者等の要望に応じて、GISの活用による情報提供に努める。</p> <p>○ <u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○岩手県地域防災計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第3節 復興計画の作成</p> <p>第1 基本計画 <u>県及び市は、大震災により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。</u></p> <p>第2 復興方針・計画の作成 [略]</p> <p>第3 復興事業の実施 [略]</p> <p>第4 災害記録編纂計画 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第3節 復興計画の作成</p> <p>第1 基本計画 市は、<u>大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。</u></p> <p>第2 復興方針・計画の作成 [略]</p> <p>第3 復興事業の実施 [略]</p> <p>第4 災害記録編纂計画 [略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第1 津波からの防護</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>県・市</u>は津波により孤立が懸念される地域の港湾、漁港等の整備を行うこととし、その整備方針及び計画については、第2章第9節「防災施設等整備計画」、同第14節「津波災害予防計画」に定めるところによる。</p> <p>(5) <u>県・市</u>は津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、避難計画の策定や防災行政無線の整備等を行うこととし、その整備等の方針及び計画については、第2章第5節「避難対策計画」、同章第4節「通信確保計画」に定めるところによる。</p> <p>第2 津波に関する情報の伝達等</p> <p>[略]</p> <p>第3 地域住民等の避難行動等</p> <p><u>県は、市等と協力し</u>、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。</p> <p>1～5 [略]</p> <p>第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保</p> <p><u>県は、市と協力し</u>、避難場所及び避難所の運営・安全確保について第2章第5節「避難対策計画」、第3章第14節「避難・救出計画」に基づき取り組むこととする。</p> <p>第5 意識の普及・啓発</p> <p><u>県は</u>、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識も持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画策定指針を作成・変更し、<u>第2章第5節「津波対策計画」</u>に定めるところにより周知を行う。</p> <p>第6 消防機関等の活動</p> <p>1 市の措置</p> <p>市は、第3章第8節「消防活動計画」、第7節「津波・浸水対策計画」に基づき、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避</p>	<p>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第1 津波からの防護<u>のための施設の整備</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>市は</u>、津波により孤立が懸念される地域の港湾、漁港等の整備を行うこととし、その整備方針及び計画については、第2章第9節「防災施設等整備計画」、同第14節「津波災害予防計画」に定めるところによる。</p> <p>(5) <u>市は</u>、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、避難計画の策定や防災行政無線の整備等を行うこととし、その整備等の方針及び計画については、第2章第5節「避難対策計画」、同章第4節「通信確保計画」に定めるところによる。</p> <p>第2 津波に関する情報の伝達等</p> <p>[略]</p> <p>第3 地域住民等の避難行動等</p> <p><u>市は</u>、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。</p> <p>1～5 [略]</p> <p>第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保</p> <p><u>市は</u>、避難場所及び避難所の運営・安全確保について第2章第5節「避難対策計画」、第3章第14節「避難・救出計画」に基づき取り組むこととする。</p> <p>第5 意識の普及・啓発</p> <p><u>市は</u>、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識も持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、<u>津波避難に関する意識啓発のための周知</u>を行う。</p> <p>第6 消防機関等の活動</p> <p>市は、第3章第8節「消防活動計画」、第7節「津波・浸水対策計画」に基づき、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確</p>

難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

(1)～(7) [略]

2 県の措置

県は、第2章第9節「防災施設等整備計画」、第3章第5節「広報公聴計画」、第8節「消防活動計画」、第7節「津波・浸水対策計画」に基づき、市の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

(1) 地震が発生した場合、報道機関の協力を得て、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、地域住民の円滑な避難に必要な情報適用を行うこと。

(2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等県が保有する物資、資機材の確認、配備及び流通在庫の把握

(3) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。

ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

イ 水門、陸閘及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

ウ 水防資機材の確認、整備、配置

第7 水道、電気、ガス、通信、放送関係
[略]

第8 交通

1 道路

(1) 交通規制

県警察及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定されている区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

2～4 [略]

第9 市が管理等を行う施設等に関する対策
[略]

第10 迅速な救助

1 県は、市町村の消防庁舎等の耐震化を含

保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

(1)～(7) [略]

第7 水道、電気、ガス、通信、放送関係
[略]

第8 交通

1 道路

県警察及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定されている区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

2～4 [略]

第9 市が管理等を行う施設等に関する対策
[略]

第10 迅速な救助

1 市は、消防庁舎等の耐震化を含め、消防機

	<p>め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。</p> <p>2 県は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は第3章第8節「消防活動計画」に定めるところによる。</p> <p>3 県は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。</p> <p>4 県は、市町村の消防団に関する加入促進による人的確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る<u>取り組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。</u></p>	<p>関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。</p> <p>2 市は、<u>県と協力して</u>「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は第3章第8節「消防活動計画」に定めるところによる。</p> <p>3 市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。</p> <p>4 市は、消防団に関する加入促進による人的確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。</p>
修正理由	○所要の修正	

地震・津波災害対策編 別表

頁	現 計 画	修 正 案								
	<p>地震発生時において津波による避難指示の対象となる地区</p> <table border="1" data-bbox="296 257 850 436"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 257 485 304">地 区 名</th> <th data-bbox="485 257 850 304">細 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 304 485 436">[略]</td> <td data-bbox="485 304 850 436">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※岩手県による「<u>日本海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定(令和2年9月11日公表)</u>」区域を対象とする。</p>	地 区 名	細 区 分	[略]	[略]	<p>地震発生時において津波による避難指示の対象となる地区</p> <table border="1" data-bbox="906 257 1460 436"> <thead> <tr> <th data-bbox="906 257 1094 304">地 区 名</th> <th data-bbox="1094 257 1460 304">細 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="906 304 1094 436">[略]</td> <td data-bbox="1094 304 1460 436">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※岩手県が公表した<u>最大クラスの津波浸水想定(令和4年3月29日公表)</u>区域を対象とする。</p>	地 区 名	細 区 分	[略]	[略]
地 区 名	細 区 分									
[略]	[略]									
地 区 名	細 区 分									
[略]	[略]									
修正理由	○所要の修正									